

2019春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構成組織名	森林労連
方針決定日	2019年2月23日(予定)
要求提出日	各構成組織で決定
回答指定日	各構成組織で決定

要求項目	要求内容
(1) 基本的な考え方	
林業労働者の賃金等労働条件について、国の施策によって他産業並の処遇確保を求める。	
(2) 賃上げ要求	
●月例賃金 ・個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」 ・「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	
●規模間格差の是正(中小賃上げ要求)	連合方針の「6,000円を賃上げ目標金額とし、賃金カーブ維持分4,500円を加え、総額10,500円以上を目安に賃金の引き上げを求める」を基本に要求案を検討。
●雇用形態間格差の是正(時給等の引き上げ)	
●男女間賃金格差の是正	
●企業内最低賃金・初任給 ・協定の締結 ・適用対象の拡大 ・協定額の引き上げ ・年齢別最低到達水準の協定化 ・初任給の引き上げ	
●一時金 ・一時金の要求基準等	

(3) 「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直し

--	--

●その他
・人材育成と教育訓練の充
実
・中小企業・非正規労働者等
の退職給付制度の整備
など

「緑の雇用」新規就業支援対策等の人材育成・確保政策の拡充

(4) 男女平等の推進

--	--

(5) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配／取引の適正化の取り組み

--	--

(6) その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入

--	--